第三款　包括的手法

第一目　総則

（所要自己資本の額の計算）

第六十七条　標準的手法採用最終指定親会社は、包括的手法を使用する場合、信用リスク削減手法を適用した後のエクスポージャーの額（以下「信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額」という。）を、ボラティリティ調整率（エクスポージャー又は適格金融資産担保の価格変動リスクを勘案してエクスポージャー又は適格金融資産担保の額を調整するための値をいう。以下同じ。）を用いて次の算式により算出しなければならない。

$E^{*}=E\times(1+He)-C\times(1-Hc-Hfx)$

E^{*}は、信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額（ただし、零を下回らない値とする。）

Eは、エクスポージャーの額

Heは、エクスポージャーが第四十五条第一項の表第八号に規定する与信相当額である場合において、取引相手方に引き渡した資産の種類に応じて適用するボラティリティ調整率

Cは、適格金融資産担保の額

Hcは、適格金融資産担保に適用するボラティリティ調整率

Hfxは、エクスポージャーと適格金融資産担保の通貨が異なる場合に適用するボラティリティ調整率

（複数の適格金融資産担保に対するボラティリティ調整率）

第六十八条　前条において、エクスポージャーに対し複数の適格金融資産担保が差し入れられている場合には、標準的手法採用最終指定親会社は、次の算式により算出したボラティリティ調整率を当該複数の適格金融資産担保の総額に対して適用することができる。

$H=\sum_{i} a_i H_i$

Hは、複数の適格金融資産担保の総額に対して適用するボラティリティ調整率

a_iは、各適格金融資産担保に対応するボラティリティ調整率の適格金融資産担保の総額に占める割合

H_iは、各適格金融資産担保に対応するボラティリティ調整率

2　前項の規定は、標準的手法採用最終指定親会社が取引相手に対して複数の資産を担保として差し入れている場合に準用する。この場合において、前項中「適格金融資産担保」とあるのは「資産」と読み替えるものとする。

（ボラティリティ調整率の種類）

第六十九条　標準的手法採用最終指定親会社は、ボラティリティ調整率について、第二目に定める標準的ボラティリティ調整率又は第三目に定める推計ボラティリティ調整率を用いるものとする。ただし、推計ボラティリティ調整率を用いる場合には、金融庁長官による承認の取消しがなされない限り、重要性のないポートフォリオにおける取引を除き、推計が可能なすべての取引についてこれを継続して用いなければならない。

第二目　標準的ボラティリティ調整率

（標準的ボラティリティ調整率）

第七十条　標準的手法採用最終指定親会社が標準的ボラティリティ調整率を用いる場合において、包括的手法の計算の対象とする取引について毎営業日の時価評価又は担保額調整（エクスポージャーと担保の価格変動に伴う信用供与額の変化を担保額によって調整する仕組みをいう。以下同じ。）を行っており、かつ、保有期間（ボラティリティ調整率を計算する際に、当該資産を保有すると仮定する期間をいう。以下この目から第四目までにおいて同じ。）が十営業日のときに用いるボラティリティ調整率は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるものとする。

一　適格金融資産担保が債券である場合　適格格付機関が債券に付与した格付その他の条件、債券の残存期間及び発行体に応じて、次の表に定めるボラティリティ調整率

適格格付機関の格付に対応する信用リスク区分等	残存期間	ボラティリティ調整率	
		特定の発行体の場合（パーセント）	特定の発行体以外の発行体の場合（パーセント）
信用リスク区分が1―1、2―1、4―1若しくは5―1の場合又は第六十五条第三号の条件を満たす場合	一年以下	〇・五	一
	一年超五年以下	二	四
	五年超	四	八
信用リスク区分が1―2、1―3、2―2、4―2、4―3、5―2若しくは5―3の場合又は第六十五条第五号の条件を満たす場合	一年以下	一	二
	一年超五年以下	三	六
	五年超	六	十二
信用リスク区分が1―4又は2―3の場合	すべての期間	十五	

（注）　特定の発行体とは、中央政府等（中央政府、中央銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体及び零パーセントのリスク・ウェイトが適用される国際開発銀行をいう。以下この節において同じ。）、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構及び我が国の政府関係機関をいう。

二　ボラティリティ調整率を適用する対象である資産が次の表に掲げる資産種別に該当する場合その該当する資産種別に応じて、同表の下欄に定めるボラティリティ調整率

資産種別	ボラティリティ調整率
指定国の代表的な株価指数を構成する株式を発行する会社の株式等及び金	十五パーセント
上場株式（指定国の代表的な株価指数を構成する株式を発行する会社の株式等を除く。）	二十五パーセント
投資信託等	投資信託等の投資対象に適用されるボラティリティ調整率のうち最も高いもの
現金及び預金	零パーセント
適格金融資産担保以外の資産（当該資産について第四十五条第一項の表第八号に定める与信相当額を算出する場合又は第六十六条ただし書に定めるところによりレポ形式の取引について第六十五条各号及び第六十六条各号に掲げるもの以外の資産を用いる場合に限る。以下同じ。）	二十五パーセント

2　標準的ボラティリティ調整率を用いる標準的手法採用最終指定親会社が、エクスポージャーと担保の通貨が異なる場合に適用するボラティリティ調整率は、毎営業日の時価評価を行っており、かつ、保有期間が十営業日のとき、八パーセントとする。